

## 北海道環境基本計画〔第3次計画〕の策定について

### 1 計画策定の背景及び趣旨について

道では、よりよい環境を未来に引き継ぐ環境重視型社会を形成していくための基本的な計画として、北海道環境基本条例に基づき、平成10年3月に環境基本計画を策定したのを皮切りに、これまで、平成20年3月に第2次計画、平成28年3月に第2次計画改定版を策定し、環境の保全及び創造に関する各種の施策を講じてきたところ。

今般、**現計画**である第2次計画改定版の計画期間が**平成32年度をもって概ね終了**することから、現在の計画の進捗状況や社会情勢等を踏まえ、新しい環境基本計画を策定する。

#### <北海道環境基本計画（平成10年3月策定）>

廃棄物問題、自動車交通による大気汚染や騒音問題、野生生物の生息・生育環境の悪化、地球温暖化等の地球環境問題など多様化し、地球規模へと拡大した環境問題に適切に対処するため、平成8年10月に制定した北海道環境基本条例に基づき基本計画を策定。

#### <北海道環境基本計画〔第2次計画〕（平成20年3月策定）>

京都議定書の発効（H17.2）や各種リサイクル関連法の施行など環境行政の取り巻く情勢変化、地球温暖化の防止や循環型社会の形成に向けた取組をより一層推進することが必要となってきたこと、また、知床が世界自然遺産に登録され、観光客の増加に伴う環境負荷の増大が懸念されることから、より一層の自然環境の保全と適正な利用を図ることが必要となっていること等を踏まえ、新しい基本計画を策定。

#### <北海道環境基本計画〔第2次計画改定版〕（平成28年3月策定）>

主に施策の方向や重点事項など「施策の基本的事項」に関して、見直し規定に基づき所要の改定を実施。

### 2 計画策定の根拠について

第10条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、**環境の保全及び創造**に関する**長期的な目標**及び**施策の基本的な事項**について定めるものとする。

### 3 計画策定の時期について

現計画（第2次計画改定版）が平成33年3月で計画期間の概ね5年を経過するため、全面的に見直しを行い、**平成32年度中を目途に新しい計画**（北海道環境基本計画〔第3次計画〕）を策定する。